

議案第9号関連資料

明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例及び明石市旅館業法施行条例の一部改正について

1 改正の目的

博物館法の一部改正に伴い、同法から引用する条例の条項にずれが生じることから、当該条項のずれについて規定の整備を図るため、条例の一部を改正するものです。

2 改正する条例

- (1) 明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例
- (2) 明石市旅館業法施行条例

3 改正の概要

博物館法における博物館に相当する施設に係る規定について、同法第29条から第31条第2項に改正が行われることから、上記2の条例において、同法から引用する規定の整備を行います。

（参 考）博物館及び博物館に相当する施設の周囲における規定

条 例	明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例	明石市旅館業法施行条例
内 容	おおむね 200m以内の区域において ・ラブホテルの建築等は原則、同意不可 ・パチンコ店及びゲームセンターの建築等に係る計画概要の公開等義務	おおむね 100m以内の区域において ・旅館業の営業を許可するにあたり博物館及び博物館に相当する施設に意見聴取

4 施行期日

令和5年4月1日（法施行期日）